

令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

(東北電力ネットワーク株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2022年3月16日に発生した令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、この地震に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被害を受けられた方からお申し出があった場合に、お客さまの電気料金等について、以下の通り特別措置を実施します。

本特別措置は、先般東北電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。なお、対象地域に変更があった場合は次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法適用対象市町村（94市町村）

【宮城県】全市町村

【福島県】全市町村

隣接市町村（17市町村）

【岩手県】一関市、陸前高田市

【秋田県】湯沢市、雄勝郡東成瀬村

【山形県】山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町、東置賜郡高島町、西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町

【新潟県】三条市、新発田市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1カ月間延長

2022年2月（支払期日が3月16日以降となるものに限ります）、3月、4月および5月分の電気料金の

支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1カ月間延長いたします。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2022年9月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

TEL：025-228-3911

(受付時間 月～金曜日：9:00～17:45)

以上